

鎌倉市民間保育所等 整備運営事業者公募要項

平成29年11月

鎌倉市こどもみらい部保育課

目次

	頁
1 募集目的	3
2 参加資格	3
3 保育所実施条件	3
4 貸付予定物件	5
5 貸付条件等	6
6 施設整備について	7
7 経費補助等	8
8 スケジュール	8
9 募集説明会及び現地見学会	8
10 質問の受付	9
11 公募申込方法	9
12 選定方法	11
13 結果通知及び公表	11
14 情報公開の取扱い	12
15 無効・失格	12
16 その他	12
17 事業担当	12

添付資料

- 資料 1 第 1 号様式 鎌倉市民間保育所等整備運営事業者公募申込書
- 資料 2 第 2 号様式 保育所運営に係る事業計画書
- 資料 3 第 3 号様式 保育所整備に係る資金計画書
- 資料 4 第 4 号様式 保育所運営に係る収支予算書
- 資料 5 第 5 号様式 法人の理事、監事又は役員の名簿及び賞罰の有無
- 資料 6 第 6 号様式 鎌倉市民間保育所等整備運営事業者公募申込辞退届
- 資料 7 別紙 1 鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定基準
- 資料 8 別紙 2 鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定評価配点表
- 資料 9 別紙図面等（建築計画概要書、配置図、平面図、立面図）

鎌倉市民間保育所等整備運営事業者公募要項

1 募集目的

鎌倉市（以下「市」という。）では、喫緊の課題である保育所待機児童の解消を図るため、旧横浜地方法務局鎌倉出張所の土地及び建物を活用し、民間事業者主体による認可保育所の整備を進めることとしました。

本公募要項は、この方針に基づき、旧横浜地方法務局鎌倉出張所の土地・建物を活用した認可保育所を整備し、子どもの健全な育成を図るための質の高い保育サービスを継続的に提供する事業者を募集するものです。

2 参加資格

参加資格は、次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 平成29年4月1日時点において、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園を3年以上運営している法人であり、当該保育所等を今後も継続して運営する法人であること。
- (2) 新たに保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- (3) 納付すべき税を滞納していない法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない等、普通地方公共団体の一般競争入札に参加者することができない者に該当しないこと。）
- (5) 鎌倉市指名競争入札の参加資格を有する者に対する鎌倉市入札指名停止等取扱基準（以下「指名停止基準」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月6日条例第11号）第7条の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 児童福祉法第35条第5項第4号に該当していないこと。（児童福祉施設の認可において、禁錮以上の刑に処せられている等該当しないことが認可の要件となっている事項に該当していないこと。）
- (8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項第4号又は第17条第2項の各号に規定する者に該当していないこと。（認定こども園の認定の取消し等に該当していないこと。）
- (9) 子ども・子育て支援法第40条第2項又は第52条第2項に規定する者に該当していないこと。（子ども・子育て支援法に定める確認の取消し等に該当していないこと。）

3 保育所実施条件

本事業は、市が選定を行った事業者に「4 貸付予定物件」に定める敷地及び施設（以下「貸付物件」という。）を貸し付け、貸付物件を借り受ける事業者（以下

「選定事業者」という。)が、自ら認可保育所を整備し、運営していただくものです。

認可保育所の整備に関して、事業者は関係する法令の規定に基づく施設基準を満たすとともに、次に定める条件を満たすことが必要となります。

(1) 事業種別

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める認可保育所の運営を行うこと。

(2) 運営開始時期

神奈川県が認可を取得し、運営を開始する時期は、平成31年4月1日を厳守すること。

(3) 定員

70名以上（0歳児から5歳児まで）

※0歳児は、生後43日目以降の児童とする。

※定員計画を示すこと。ただし、最終的な定員、年齢区分別定員は、市と協議の上、決定すること。

(4) 開所日

月曜日から土曜日までとすること。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除くものとする。

(5) 開所時間

月曜日から金曜日は7時00分から18時00分までの11時間を保育標準時間の通常保育時間とすること。

延長保育時間に該当する18時00分以降の開所時間については、市と協議の上、決定すること。

なお、土曜日の開所時間については、市と協議の上決定すること。

(6) 国が定める「一時預かり事業実施要綱」に基づく一時預かり事業を実施すること。なお、この定員については、市と協議の上決定すること。

(7) 保育所運営に当たっての基本履行事項

ア 認可保育所として以下の法令等を遵守した運営を行うこと。

(ア) 児童福祉法及び児童福祉施設最低基準等関係法令に適合すること。

(イ) 神奈川県が定める「保育所設置認可等の事務取扱要綱」の基準を満たすこと。

(ウ) 神奈川県が定める保育所に係る指導監査指導基準を満たすよう努めること。

(エ) その他、消防法、労働基準法の外、保育園運営業務に係る関連法規を遵守すること。

イ 「保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）」に基づくとともに、指導計画等を策定し、安全な保育環境の中、子どもの健全な成長を育む保育を実践すること。

ウ 調理業務については、子どもの発達及び特性に合わせた離乳食、乳幼児食及びアレルギー食への対応を十分に行うこと。また、誤食等事故のないよう安全管理を徹底すること。

(8) その他留意事項

ア 物品購入等

物品購入等に当たっては、可能な限り市内中小企業に発注するよう努めること。

イ 保護者の送迎車両

保護者の送迎車両の安全対策に努めること。また、地域住民との交通問題を生じさせないよう努めること。

ウ 地域住民への説明

保育所の開設・運営に当たっては、地域住民に対し十分な説明を行い、要望に対しては誠実に対応すること。

エ 保育所の名称

保育所の名称は、市と協議の上、決定すること。

4 貸付予定物件

(1) 施設名称

旧横浜地方法務局鎌倉出張所

(2) 所在地

鎌倉市佐助一丁目564番8

(住所：鎌倉市佐助一丁目13番6号)

(3) 敷地等の数量

土地 1,633.80㎡

建物 建築面積439.81㎡／延べ面積767.49㎡

(※面積については、横浜財務事務所における財産情報に基づきます。)

工作物 一式

(4) 建物構造

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階

(5) 施設図面

別紙図面等（平成14年度エレベータ及び増築工事資料）参照。

なお、詳細図面については、市が財務省横浜財務事務所から提供を受けた資料の写しについて、提供を希望する事業者に別途配布します。

資料の写しを希望する場合は、鎌倉市こどもみらい部保育課（電話（0467）61-3893）にお問い合わせください。

(6) 建築年月日

昭和61年11月25日

(7) 交通

鎌倉駅西口から徒歩9分

江ノ電バス「法務局前」下車徒歩1分

(8) 所有者

財務省

5 貸付条件等

選定事業者は、次の条件により、貸付物件について、市と定期建物賃貸借契約及び定期借地賃貸借契約を締結するものとします。

(1) 貸付期間

平成30年5月1日（予定）から平成39年10月31日（予定）まで

※平成39年10月31日以降については、平成36年度以降の市の保育需要の状況を踏まえ、市と財務省横浜財務事務所との協議に基づき、新たに貸し付けができる場合がありますが、確約するものではありません。

(2) 貸付開始時期

平成30年5月1日（予定）

※貸付開始日については、事業者選定終了後、市と選定事業者との土地・建物に係る賃貸借契約に要する日数を踏まえ、平成30年5月1日を目途に市と協議して決定するものとします。

(3) 貸付料

選定事業者は、認可保育所開所日以降の貸付期間について、市に貸付料を納付するものとします。

貸付料は、年額11,319,850円とします。なお、公定価格における賃借料加算が適用となります。

(4) 支払方法

貸付料の生じる各年度において、当該年度分の貸付料の支払いを行うこと。

(5) 貸付料の改定

市が国から賃貸借する額に変更があった場合、貸付料を改定する場合があります。

(6) 権利譲渡の禁止

選定事業者は、市の承諾なく賃借権の譲渡等を行うことはできません。

(7) 用途の指定

選定事業者は、貸付物件を「3保育所実施条件」に定める用途以外の用途に使用することはできません。

(8) 選定事業者の費用負担

選定事業者は、次の各号に掲げる費用を負担するものとします。

ア 「3保育所実施条件」に定める用途に供するために実施した改修等の費用

イ 貸付物件のために費やした造作等の有益費、電気、機械、給排水設備等に係る修繕費等の必要費その他の費用

- ウ 光熱水費
- エ 通信費及び通信機器設置経費
- オ 貸付物件の設備及び機器の保守等の経費
- カ 前4号のほか、選定事業者の責めに帰すべき事由による貸付物件の修繕費

(9) 維持管理

貸付物件の維持管理は、選定事業者の責任と負担により行ってください。

(10) 瑕疵担保

貸付期間中に貸付物件の瑕疵が判明し、その原因が選定事業者に起因すると認められる場合には、選定事業者は瑕疵担保責任を負うものとします。

その他、貸付物件の瑕疵について疑義が生じたときは、市と協議して決定するものとします。

(11) 貸付物件の返還等

貸付期間満了のとき、選定事業者の都合により建物貸付に係る契約を解除したとき又は市により建物貸付に係る契約が解除されたときは、選定事業者の負担により、直ちに貸付物件を原状回復し、市に返還していただきます。ただし、市が必要と認めたときは、貸付物件を市に現状有姿にて返還していただくことがあります。なお、その場合であっても本件施設の買取請求権は発生しません。

(12) その他

契約の解除その他の事項については、定期土地・建物賃貸借契約書によりま

す。

6 施設整備について

(1) 契約手続

保育所開設に係る改修工事請負業者の選定に当たっては、市が定める契約手続

きに準じて実施してください。

(2) 工期

平成31年4月1日までに事業運営を開始できるよう、市と協議の上、工期を設定してください。

(3) 工事の安全対策

工事車両の通行に際しては、十分な安全対策を講じてください。また、工事の施工に当たっては、騒音、振動、悪臭及び粉じんの排出を最小限にとどめるよう、配慮してください。

7 経費補助等

(1) 施設運営経費

施設運営経費については、子ども・子育て支援法に定める委託費及び各種補助要綱に基づく補助を行います。

参考額・施設運営費（平成29年度公定価格及び補助基準額に基づく定員70人の

場合の見込み額です。)

ア 法定委託費 (地域区分15/100、加算率10%) 90,700千円

イ 市単独補助事業 (民間保育所等運営改善費補助金) 14,000千円

ウ その他、市単独補助事業として、障害の程度に応じて補助を行う障害児保育推進特別対策事業費補助金、また、子ども・子育て支援交付金事業として、延長保育補助金、一時預かり事業補助金の交付を行います。

(2) 施設整備経費

施設整備に伴う改修工事費については、適用される国及び市の保育所整備に関する補助制度に沿って補助を行います。

- ・参考額・改修に伴う整備費補助参考額 (保育対策総合支援事業補助金)
20,250千円 (基準額 27,000千円×3/4 (補助率))

8 スケジュール

- (1) 公募要項の公表 平成29年11月1日 (水)
- (2) 募集説明会及び現地見学会参加
申込締切 平成29年11月17日 (金) 17時
- (3) 募集説明会 平成29年11月20日 (月)
- (4) 現地見学会 平成29年11月20日 (月)
- (5) 質問受付期間 平成29年11月20日 (月)～平成29年11月27日 (月) 17時
- (6) 質問回答期限 平成29年12月1日 (金)
- (7) 公募申込書提出期限 平成29年12月28日 (木) 17時
- (8) 申込受付期間
平成29年11月1日 (水)～平成29年12月28日 (木) 17時
- (9) 書類審査 平成30年1月下旬～2月下旬
- (10) ヒアリング審査 (プレゼンテーション及び質疑応答) 平成30年3月上旬
- (11) 結果通知発送 (全申込事業者) 平成30年3月上旬
- (12) 定期土地・建物賃貸借契約締結 平成30年4月～5月
- (13) 改修工事竣工 平成31年3月中旬まで
- (14) 認可保育所開設 平成31年4月

9 募集説明会及び現地見学会

応募予定者を対象に、募集説明会及び現地説明会を開催します。参加を希望する団体は、平成29年11月17日 (金) 17時まで保育課にご連絡ください。

- (1) 開催日時
平成29年11月20日 (月) 10時から (受付開始 9時45分から)
- (2) 開催場所
旧横浜地方法務局鎌倉出張所 (現地)
- (3) 連絡先

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市こどもみらい部保育課保育担当

電話 (0467) 61-3893

FAX (0467) 25-2319

電子メールアドレス kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

(4) その他

参加人数 会場の都合により1事業者につき2名まで

現地見学会 募集説明会終了後、引き続き現地見学会を行います。

10 質問の受付

本公募要項の内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

なお、事業者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けません（参加申込方法に関する質問を除く。）。

また、受付期間を過ぎた後は、一切質問を受け付けません。

(1) 受付期間

平成29年11月20日（月）9時から

平成29年11月27日（月）17時まで

(2) 提出方法

質問書（任意様式）に記入の上、電子メールにより送信してください。なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。

【電子メールアドレス】 kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

【件名】 旧横浜地方法務局鎌倉出張所保育所計画に関する質問（事業者名）

(3) 回答方法

受理した質問は、平成29年12月1日（金）までに募集説明会等に参加した全事業者と同じ内容を電子メールにより回答します。

11 公募申込方法

提出書類受付期間内に、次の書類を作成し、提出してください。

(1) 申請書類

ア 鎌倉市民間保育所等整備運営事業者公募申込書（第1号様式）

イ 定款、寄付行為、会則その他これらに類する書類

ウ 直近3事業年度の決算報告書（収支決算書、貸借対照表、法人税申告書の写し）

エ 保育所運営に係る事業計画書（第2号様式）

オ 保育所整備に係る資金計画書（第3号様式）

カ 保育所運営に係る収支予算書（第4号様式）

キ 活動実績を記載した書類（活動実績を記載した書類（認可保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の3年以上の運営実績があることを

示す資料を含めてください。)

ク 法人等の概要説明書（パンフレット等）

ケ 法人代表者の履歴書

コ 法人の理事、監事又は役員の名簿及び賞罰の有無（第5号様式）

サ 直近の法人監査結果資料（内部監査及び外部監査）

シ 運営している認可保育所に関する書類

- ・概要（重要事項説明書等）
- ・保育所指導監査結果（実施している場合、直近2回分。別施設のもので可）
- ・第三者評価結果（実施している場合、1施設分）

ス 納税証明書の写し

(2) 提出体裁等

正本1部、正本の写し11部、A4ファイル（縦サイズ）に綴って提出してください。

なお、正本の写しのうち5部については、名称・代表者氏名やロゴマーク、固有名詞等、応募者が特定できるような箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成してください（パンフレット等を含む）。

注意事項は、次のとおりです。

ア 申込書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがあります。

ウ 申込みにして必要となる費用は応募者の負担とします。

エ 申込書類の著作権は、申込者に帰属します。なお、事業者の選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他、市が必要と認めるときは、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(3) 提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については以下のとおり行います。なお、書類の提出をもって、本公募要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

ア **受付期間** 平成29年11月1日（水）から平成29年12月28日（木）まで

イ **受付時間** 9時から17時まで

ウ **提出方法** 提出先に直接持参してください。

エ **提出先** 鎌倉市こどもみらい部保育課保育担当
鎌倉市御成町18番10号

オ 留意事項

(ア) 平成29年12月28日（木）17時を過ぎてなされた申込みは、理由の如何を問わず、無効とします。

(イ) 提出書類に不足があった場合は、申込みを無効とする場合があります。

(ウ) 受付後は、市が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。

- (エ) 書類提出時に、結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入、82 円切手を貼付したもの）を併せて提出してください。
- (オ) 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とします。
- (カ) 提出された書類等は、一切返却しません。
- (キ) 市が、提出された書類等を事業者選定以外の目的のために申込者に無断で使用することはありません。
- (ク) 1 法人が複数の申込みをすることはできません。
- (ケ) 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（第 6 号様式）を平成30年 1 月15日（月）17時までに提出してください。

12 選定方法

事業者の選定は、別紙 1 鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定基準に基づき行います。

なお、次の点に留意してください。

(1) 書類審査

書類審査は、事業者から提出された事業計画書等をもとに実施します。

(2) ヒアリング審査

ヒアリング審査は、事業計画書等の申込資料に基づき 1 者当たり15分以内でプレゼンテーションを行います。その後、選定委員から20分程度の質疑応答を行います。なお、プレゼンテーションは本件の中心的役割を担う者が行うこととします。また、プレゼンテーションでは、申込書類のみを使用し、新たな資料を配布・提出することはできません。

ヒアリング審査を受ける事業者は、審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入、82円切手を貼付したもの）を提出してください。

(3) 選定事業者の選定

選定事業者は、書類審査及びヒアリング審査による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第 1 位、総合評価点の 2 番目に高い事業者を契約交渉順位第 2 位として選定します。

13 結果通知及び公表

(1) 結果は、提案審査を行った全ての事業者の結果のみを郵送で通知します。

(2) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表します。

なお、審査結果に係る問合せには応じません。

【公表する項目】

- ア 件名
- イ 業務概要
- ウ 選定した日
- エ 選定事業者名及び所在地

オ 選定結果（不選定者名は、番号等に置き換えます。）

14 情報公開の取扱い

鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会条例施行規則に基づくほか、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月鎌倉市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、非公開情報を除き公開します。

なお、公開の可否は市が判断します。

15 無効・失格

- (1) 提出された事業計画書等申込書類に虚偽の記載があった場合又は本公募要項に適合しない場合は無効とします。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、無効とします。
- (4) (1) 及び (3) に該当する場合は、鎌倉市指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止基準に基づき、指名停止を行うことがあります。

16 その他

本公募要項に定めのない事項及び本公募要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。

17 事業担当

鎌倉市こどもみらい部保育課保育担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL (0467) 61-3893

FAX (0467) 25-2319

E-Mail kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp